

谷山第三地区 第20号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課

〒891-0141

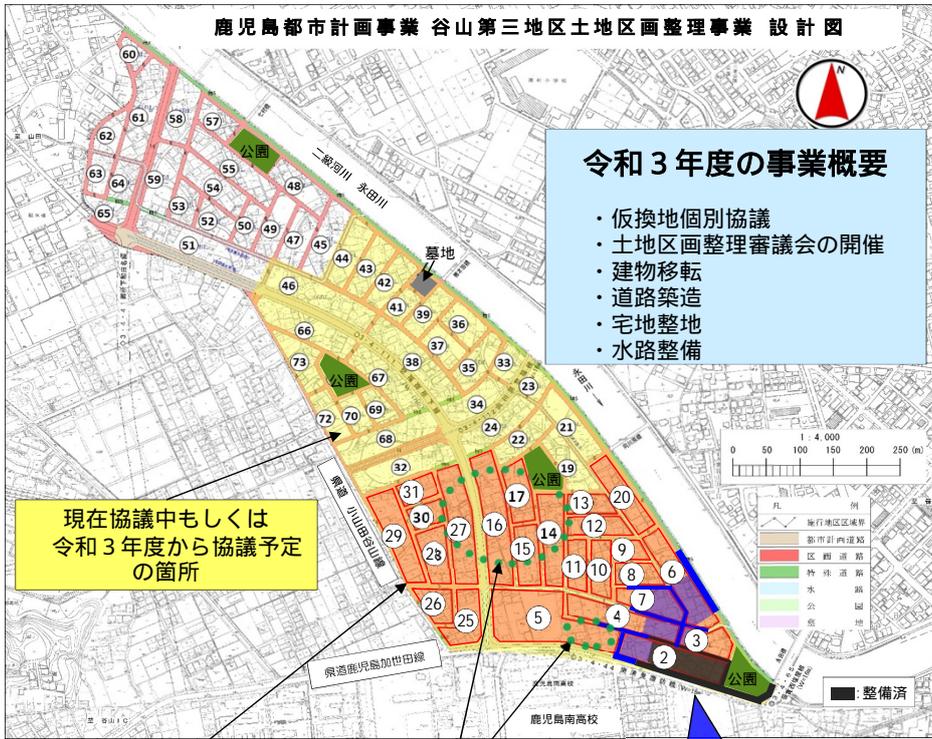
鹿児島市谷山中央五丁目2番7号

谷山第二・第三地区係 099-269-8436 (直通)

補償係 099-269-8437 (直通)

工事係 099-269-2141 (直通)

F A X 099-268-2602



現在協議中もしくは
令和3年度から協議予定
の箇所

仮換地指定された街区

令和3年度
建物移転予定範囲

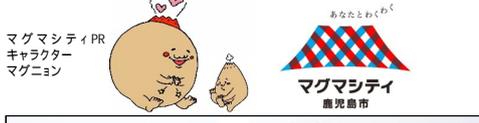
令和3年度
道路築造・宅地整地・水路整備
予定範囲

梅雨の候、権利者の皆様、地域の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から谷山第三地区土地区画整理事業につきまして、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。関係権利者皆様方の協力のもと、仮換地に関する協議や、建物移転に関する協議を進めることができました。並びに、令和2年度は、6街区(22、23、25の一部、27の一部、32の一部)を土地区画整理審議会に諮問いたしました(仮換地指定率約39%・令和3年3月未現在)。

令和3年度の当初予算は約26億1千万円で、建物移転や道路築造、宅地整地を進めるとともに、引き続き仮換地の個別協議、土地区画整理審議会の開催、埋蔵文化財の発掘調査等を計画しております。



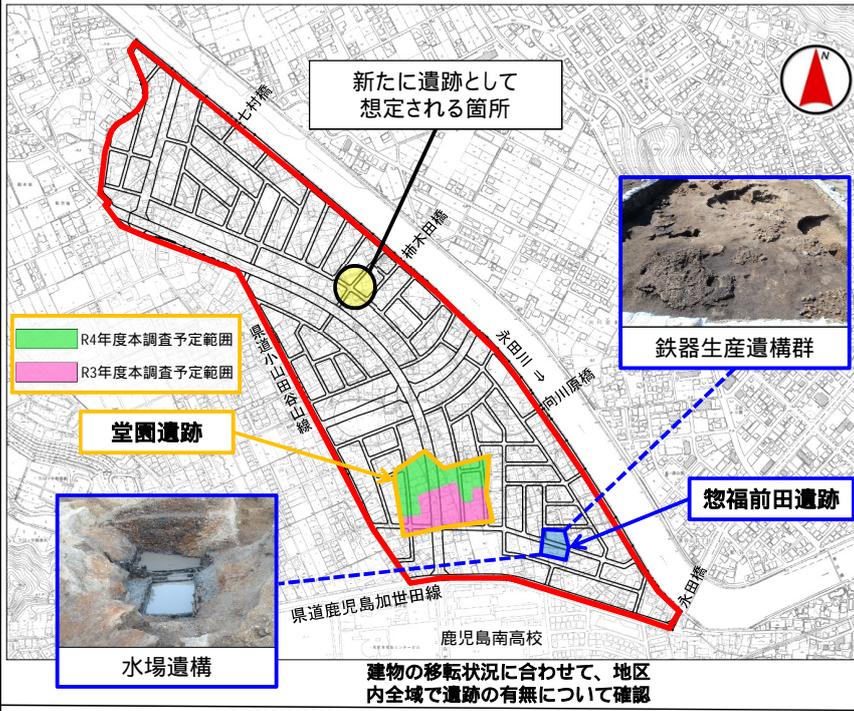
区画道路の工事を進めています。



宅地整地の工事を進めています。

現在の谷山第三地区

鹿兒島都市計画事業 谷山第三地区土地区画整理事業 設計図



建物の移転状況に合わせて、区内全域で遺跡の有無について確認

埋蔵文化財の発掘調査について

谷山第三地区土地区画整理事業地区内では現在、「惣福前田遺跡」と「堂園遺跡」が確認されており、「惣福前田遺跡」では、令和2年度に教育委員会文化財課が記録保存のための発掘調査（以下、本調査）を実施し、複数の炉跡や廃棄土坑（鉄器生産遺構群）、さらには木製の水場遺構が確認されました。

また、「堂園遺跡」では、令和3年度に南側（）で着色した範囲（）、令和4年度に北側（）で着色した範囲（）の本調査を実施予定です。調査中はご迷惑をおかけしますが、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

「届出」

区画整理区域内において、次のような事項がある場合は、谷山都市整備課まで届出・許可申請をお願いします。届出の様式は、直接、谷山都市整備課まで来ていただくか、本市ホームページでも確認できます。

- 所有権が移転した場合
 - 【所有権移転届出書】
- 住所・氏名が変わった場合
 - 【住所氏名変更届出書】
- 代理人を定めた場合
 - 【代理人選任届出書】
- 所有者の代表者を定めた場合
 - 【所有者の代表者選任届出書】
- 相続人の代表者を定めた場合
 - 【相続人の代表者選任届出書】
- 借地権の申告をする場合
 - 【借地権申告書】

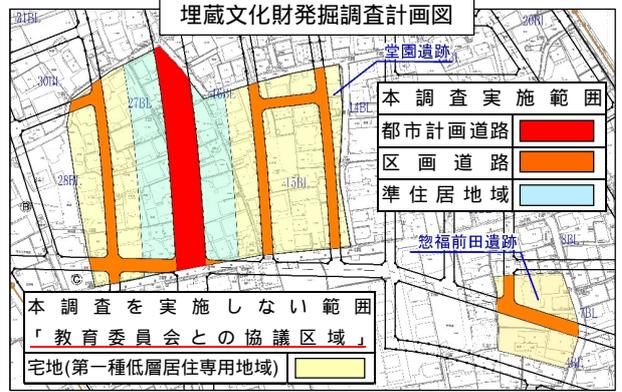
「許可申請」

建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行う場合

【土地区画整理法第76条に基づく許可申請】

QRコード

皆様へのお願い



埋蔵文化財発掘調査計画図の中の「教育委員会との協議区域」(黄色の部分)の宅地について(お願い)

調査計画図の で着色している区域内で **建築行為を行う** 場合は、教育委員会との協議が必要となります。木造家屋などで地中部分を乱さない場合は調査を必要としませんが、鉄筋コンクリート構造等を計画されている場合は、教育委員会が確認調査を行うこととなりますので、早めに申し出てください。

なお、**土地を売買する場合**、不動産売買契約書等の書面には、特記事項として「埋蔵文化財包蔵地内の土地である。」ことを明記するなど、相手方に対して周知してください。

仮住まいから仮換地へ引越するまでの流れについて

仮換地指定が行われた後、建物等の調査を経て、移転についての補償協議に入ります。補償協議が整いましたら、仮住まいへの引越し、建物等の移転、補償金の支払いを行います。整地補償協議や仮換地の引き渡し時期については、周辺の移転計画や工事計画等を考慮して検討するため、仮換地指定後しばらく時間があく場合もございます。

ここでは、個人住宅における、仮住まいから仮換地へ引越するまでの一般的な流れを説明します。

1. 整地・軽量ブロック設置の説明、整地補償金の提示
2. 仮換地の整地・軽量ブロック設置
 - ・整地・軽量ブロック設置は、ご自身で施工業者と契約し、行っていただきます。
 - ・工事完了後、補償金の支払いを行います。
3. 仮換地への建物の建築・引越し
 - ・新築工事の着工までに、「土地区画整理法第76条許可申請」、「建築基準法第6条 建築確認申請」、「都市計画法第58条の2 地区計画届出書」が必要です。ともに手続きに時間を要しますのでお早めをお願いします。

過去の「区画整理だより」は本市のホームページに掲載しておりますので、検索画面にて、「谷山第三地区区画整理だより」と入力ください。